

# 日本脳炎予防接種を受けましょう

申込先／健康課(健康福祉会館内) ☎42-8723  
fax42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

日本脳炎は、ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する病気です。蚊の動きが活発になる夏には特に注意が必要です。感染すると、100人から1,000人に1人の確率で急性脳症等を起こします。予防接種により感染を防ぎましょう。

●対象者および接種回数／

3歳～7歳6カ月未満	1期初回(1週間以上の間隔(1～4週間が望ましい))で2回接種) ※3～4歳が望ましい 1期追加(1期初回2回目接種から6カ月以上の間隔(1年後が望ましい))で1回接種) ※4～5歳が望ましい
9～13歳未満	2期：1回(9～10歳が望ましい)
H12.4.2～H19.4.1生まれの方	特例措置として20歳未満まで接種可能。母子手帳の接種記録を確認し、4回接種のうち不足分を接種してください(接種間隔は医療機関で相談してください)。
H19.4.2～H21.10.1生まれの方	特例措置として9～13歳未満の間、1期初回2回・1期追加の不足分を定期接種として接種可能です(接種間隔は医療機関で相談してください)。

- 接種費用／無料
- 持ち物／母子手帳、体温計、健康保険証、予診票(医療機関または健康課にあります)
- 接種医療機関／市内予防接種指定医療機関(市ホームページでご確認ください)

## 6月は食育月間

問合せ先／健康課(健康福祉会館内) ☎42-8723  
fax42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

### 災害時に備えて食品を備蓄していますか？

台風が多くなり、大雨等による自然災害が発生しやすい季節がやってきます。今のうちに非常時のための備えを見直してみましょう。非常時には、最低限3日分程度の食の備えが必要とされています。無洗米・カップ麺・缶詰・飲料など日頃から利用できる長期保存が可能な食品を揃えましょう。買い置きした食品は、定期的にチェックし、賞味期限や消費期限が切れる前に普通の食事で活用しましょう。



### 保存食(缶詰)を使ったレシピ

#### 「サバ缶とキャベツのみそマヨ和え」

- サバの味噌煮缶・・・1缶
- キャベツ・・・・・・・・200g
- マヨネーズ・・・小さじ2



- ① キャベツは洗って干切りにし、さっと茹でたら絞っておく。
- ② サバの味噌煮缶は、ほぐしておく。
- ③ ①と②とマヨネーズを混ぜ合わせる。

## 乳幼児等・こども医療費の所得制限がなくなります

令和2年7月より、乳幼児等・こども医療費の所得制限がなくなります。これまで所得制限により受給者証の交付が受けられなかった方は、改めて申請していただくことになります。対象の方には、6月上旬に申請書と返信用封筒をお送りしますので、ご記入・押印のうえ保険証のコピーを添えて申請くださいますようお願いいたします。●問合せ 国保医療課 ☎42-8721



## 「空がつなぐプロジェクト」全国へPR

問合せ先／人口増政策課 ☎42-8700  
fax43-1800 jinko@kasai.city.lg.jp

空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会（旧海軍飛行場ゆかりの地として空でつながる姫路市・加西市・大分県宇佐市・鹿児島県鹿屋市の4市と観光協会等5団体で設立）が、未来に向けて平和をテーマとしたツーリズムによる観光振興、地域の活性化などを図っていくため、令和元年度事業として公式ホームページの開設やPRポスターを共同制作しました。

### ●公式ホームページ発信で全国へ飛ばたく

空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会を構成する4市を訪れる方が、戦争遺産を巡るとともに現在の平和な暮らしを体験することにより、平和について学び感じていただく「空がつなぐ平和ツーリズム」をホームページから情報発信しています。

【公式ホームページアドレス】 <https://sora-tsuna.jp/>

### ●PRポスターでつながりを見る化

PRポスターでは、空でつながる4市（姫路市、加西市、宇佐市、鹿屋市）のそれぞれ象徴的な場所を視覚に訴えかけ、絆の深さが伝わってくる作品となっています。またポスターについては、市役所や市内公共施設に掲示しています。



## 戦没者等の遺族へ特別弔慰金が支給

問合せ先／福祉企画課 ☎42-8724  
fax43-1801 fukuki@kasai.city.lg.jp

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務などのため国に殉じた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々  
に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため一定の日（基準日）において、恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金、遺族給与金などの受給権がある遺族がいない場合に、残された遺族  
に対して、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、記名国債として支給されるものです。

このたび、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）が、次のとおり支給されることになりました。

### ●対象者

令和2年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受けられる方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記1.から3.以外の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面25万円（5年償還） ●請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

広告

広告